

尼崎市地域交通政策審議会資料
資料 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 7 日

尼崎市地域交通政策審議会運営関係資料

尼崎市

目 次

- 1 尼崎市地域交通政策審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 尼崎市地域交通政策審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・P 3
- 3 尼崎市地域交通政策審議会における傍聴取扱要領・・・・・・・・P 5
- 4 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8

尼崎市地域交通政策審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における総合的な交通体系の整備の方針の策定に関する事項その他の本市における交通政策（以下「地域交通政策」という。）に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市地域交通政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、地域交通政策に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから

会長が指名する。

- 4 第3条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

- 第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

尼崎市地域交通政策審議会委員名簿

(50音順：敬称略)

石塚 裕子	大阪大学未来戦略機構特任助教
井原 勝	公募市民
奥野 雅弘	阪急電鉄株式会社都市交通計画部部長
尾ノ上 直子	公募市民
上村 富昭	尼崎市議会議員
河崎 浩一	阪急バス株式会社取締役自動車事業部長
後藤 真一	尼崎市老人クラブ連合会副会長
佐々木 浩	阪神電気鉄道株式会社取締役運輸部長
眞田 泰秀	尼崎市議会議員
高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会理事
辻 修	尼崎市議会議員
寺嶋 勤	西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部総務企画課長
土井 勉	大阪大学コミュニケーションデザインセンター特任教授
西田 純二	株式会社社会システム総合研究所代表取締役 京都大学経営管理大学院経営研究センター特命教授
野口 一行	阪神バス株式会社業務部長

< オブザーバー >

上畑 光生 国土交通省神戸運輸監理部企画調整官

登日 幸治 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課長

尼崎市地域交通政策審議会における傍聴取扱要領

1 目的

この要領は尼崎市地域交通政策審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱

審議会の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

3 会議開催の周知

審議会の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催の通知を市役所本庁舎北館1階掲示板に掲示する。

4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10人を限度とし、審議会の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開会時刻の1時間前から行う。
- (2) (1)の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を記載した整理券を発行する。会議開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会15分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会30分前から15分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、審議会の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴をすることができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適当でないと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成 27 年 月 日から実施する。

諮 問 書

尼崎市地域交通政策審議会 会長 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美

本市が目指すべき地域交通政策について（諮問）

少子化・高齢化の進展や環境負荷の低減、防災意識の高まりなど我が国全体における昨今の社会潮流の動きに加え、今年度末での本市自動車運送事業の民間事業者への路線移譲など、本市の地域交通を取り巻く環境が、大きく変化しようとしている状況にあります。

そうしたなか、都市活力の維持・向上を図るといった観点から、多様化する市民の移動需要や交通実態等を踏まえ、市民にとって必要な移動手段の確保に資する体系的な交通政策の策定が喫緊の課題となっております。

一方、国において、平成25年12月に交通政策基本法が公布、施行され、交通に関する施策の策定及び実施について、地方公共団体の責務とされたほか、平成26年11月には、地域公共交通活性化再生法が改正され、交通政策基本法の基本理念に則り、地方公共団体が中心となって、まちづくりと密接に連携するなかで、取組を進めていくことが明記されたところです。

そこで、市民生活を支え、まちづくりの方向と整合した総合的な地域交通計画の策定に向け、各交通手段の担うべき今日的な役割・意義を踏まえた本市にとって望ましい交通政策について、諮問します。

以 上